厳重な高度管理地域 5 県(サムットサコン県、チョンブリ県、ラヨーン県、チャンタブリ 県、トラート県)の越境にかかる審査規則

- 1. 厳重な高度管理地域からの越境希望者のガイドライン
- 1.1 一般の越境希望者 『必要性を証明する文書』を、関係担当職員または地域の管理職員に提出する。
- 1.2 責務による越境希望者
 - 1) 生活必需品の配送業者 (ex. 食料、医薬品、医療品、医療機器、消耗品、燃料油、工業製品/材料、郵便、小包、新聞他、輸出入商品)
 - 2) インフラ及び関連するサービス、通信、建築、メンテナンス等に従事する者。また、 会社員、工場職員。
 - 3) 医療、銀行、教育、公共交通機関に従事する者、伝染病法に基づき隔離のために移動する者。
 - 4) 政府の指令もしくは発令や規定に基づき職務に従事する職員は、場合に応じて社長、雇用主、会社、政府機関長に『責務を証明する文書』を提出する。
- 1.3 政府と連絡する必要のある者

これらの越境希望者はモーチャナ・アプリケーションをダウンロードすること。

- 2. 『必要性を証明する文書』『責務を証明する文書』『政府との連絡を証明する文書』を発 出する者についてのガイドライン
- 2.1 関係担当職員または地域の管理職員とは、知事、副知事、知事に任命された公務員、 村長、自治会長を指し、1.1 に基づく者に『必要性を証明する文書』を出す責務がある。
- 2.2 社長、雇用主、会社、政府機関長は場合に応じて越境希望者に『責務を証明する文書』 を出す責務がある。『責務を証明する文書』には、氏名、ID ナンバー、年齢、職業、 役職、電話番号、現住所、最初の出発県と終着県、移動が必要である理由、移動交通 機関、商品/職務の種類を記入する必要がある。
- 2.3 1.3 に基づき連絡先の政府機関長が『政府との連絡を証明する文書』を発出する。
- 3. 検問所常駐担当職員のガイドライン
- 3.1 越境者の体温測定と症状を検査する。
- 3.2 越境者より必要性と、終着場所の詳細を聴取する。
- 3.3 越境者がモーチャナ・アプリケーションをダウンロードしているか検査する。
- 3.4 ID カードもしくは政府機関発行身分証明書及び、1.1 に基づく『必要性を証明する文書』または1.2 に基づく『責務を証明する文書』、または1.3 に基づく『政府との連絡を証明する文書』のいずれかの双方を検査する。

3.5 登録帳に検問所での渡航者の記録を登録する。

なお、遅れによって命を落とす危険性や重大な損害を引き起こす可能性のある緊急性を 有する者の場合、行動記録のデータを証拠として登録する事により、3.1-3.5 項に従ったガ イドラインの免除を検討することができる。